

監査報告書

令和5年5月30日

学校法人御幣島学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 御幣島学園

監 事 金秋悦子 
(金秋悦子)

私は、私立学校法第37条第3項、及び、学校法人御幣島学園寄附行為規定に基づき
学校法人御幣島学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の業務並び
に財産の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を徴収し、重要な
決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人御幣島学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は
法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。